

海外経済要録

国際機関

◇ IMF、金投資および金預託を清算

IMFは2月15日、主として米国の要請に基づき、①米国に対する金投資(Gold Investment)400百万ドルおよび②米英両国に対する金預託(General Deposits of Gold)各144百万ドル、26百万ドル、総計570百万ドルを清算した(注)。

これは、米国議会で審議中の金価格引き上げ法案(1トロイ・オンス当り35→38ドル、3月1日上院通過)が成立すると、上記①については、1956年の「基金資産の投資」に関するIMF決議(No. 488-(56/5)Ⅱ(1)…)米国は、米ドル平価の変更のいかんにかかわらず、IMFの対米投資資産の金価値を維持する)に基づき、米国はIMFが保有する対米投資資産のドル価額を8.57%(34.3百万ドル)だけ引き上げなければならなくなるので、これを避けるため上記法案の成立前に清算を完了したいとの配慮に出たものである。

なお、これに伴い、米国の金準備は544百万ドル減少、9,662百万ドルと100億ドルの大口を割り込んだ(1トロイ・オンス当り38ドルで換算すれば10,490百万ドル)。

(注) 金投資は、IMFがその管理費用(administrative expenses)を捻出するため、IMF保有の金の一部を米国財務省証券に投資したもので、1956年(2億ドル)、1959年(3億ドル)、1960年(3億ドル)の3回にわたり計8億ドルが実行され、うち4億ドルは1970年9月に清算されている。

一方、金預託は、第5次増資時(1965年)における各国の金払込みに伴う米英両国への金交換圧力を緩和するため、IMFがニューヨーク連銀(当初250百万ドル)および英蘭銀行(当初100百万ドル)に対して行なったもので、その後徐々に取りくずされてきた。

米州諸国

◇米国、1971年歳入法の成立

ニクソン大統領は1971年12月10日、新経済政策の重要な一環である「1971年歳入法(Revenue Act of 1971)」に署名した。概要次のとおり。

(1) 所得税の人的控除等に関する減税

「1969年税制改革法(Tax Reform Act of 1969)」により1973年から実施を予定されていた人的控除および概算控除の引き上げを72年1月に繰上げ実施するほか、72年1月以降概算控除最低額を引き上げる。なお、この人的控除引き上げ分の一部を71年1月にそ及し

て実施する。

	1969年税制改革法	1971年歳入法
①人的控除(personal exemption)の引き上げ	(70年7月 1人当り650ドル) 72年1月 〃 700ドル 73年1月 〃 750ドル	71年1月 1人当り675ドル (そ及実施) 72年1月 〃 750ドル
②概算控除(standard deduction)の引き上げ	(71年1月 課税所得の13%、ただし最高1,500ドル) 72年1月 〃 14%、2,000ドル 73年1月 〃 15%、2,000ドル	72年1月 課税所得の15%、ただし最高2,000ドル
③概算控除最低額(minimum standard deduction)の引き上げ	(70年1月 1人当り1,100ドル) (71年1月 〃 1,050ドル) 72年1月 〃 1,000ドル	72年1月 1人当り1,300ドル

(注) 「1人当り」とは、納税義務者、配偶者、扶養親族1人当りの意、カッコ内は実施済み。

(2) 自動車消費税の撤廃

乗用車(7%)および小型トラック(重量1万ポンド以下)、バス等(各10%)の消費税を、それぞれ1971年8月15日および9月22日にそ及して撤廃する(輸入車についても同様)。

(3) 設備投資税額控除措置

企業が1971年4月1日以降発注または8月15日以降取得した新規設備投資額の7%相当額の税額控除を認める。中古設備の購入についても、年間5万ドルを限度として上記控除を認める。

なお、本措置の対象となる設備を輸入課徴金実施中は米国産品に限るという差別条項(いわゆるバイ・アメリカン条項)は、輸入課徴金撤廃に伴い1971年12月20日に廃止された(1月号「要録」参照)。もっとも、輸入課徴金撤廃後であっても、米国の輸入に対し不公平な取扱いをする国からの輸入品に対しては、本条項を再適用する権限を大統領に与える。

(4) 米国国際販売会社(Domestic International Sales Corporation, DISC)の設立

企業が次の条件を満たす輸出専門会社(DISC)を設立した場合には、その収益の50%については課税を無期限に猶予する。

イ. 資本金が2,500ドル以上であること。

ロ. 総収入の95%以上が輸出による収入であること。

ハ、資産の95%以上が輸出に関連したものであること。

ニ、利益は輸出事業に還元すること(DISCの輸出事業に使用することのほか、親会社等国内生産者の輸出関連資産や輸出入銀行の証券に投資することなど)。

(5) 特定事業主に対する税額控除措置

連邦雇用促進計画(Federal Work Incentive Program)の対象となる労働者を雇用した事業主に対しては、過去12ヵ月間に支払った賃金総額の20%相当額の税額控除を認める(ただし、その後12ヵ月以内に当該労働者を解雇した場合には、原則として当該控除額をれい入することが必要)。

(6) 地方償免税点の引上げ

地方公共団体が民間に賃貸する工場の建設資金調達のため発行する公債については、従来建設費総額が5百万ドル以内に限って免税扱いとなっていたが、この免税限度を6百万ドルに引き上げる(ただし、増額分1百万ドルが認められるのは、建設費の増加が予見しがたかった場合に限る)。

米国の減税額(△)の推移(暦年)

(単位: 億ドル)

	1971年	1972年	1973年
個人所得税	△ 13.7	△ 34.1	△ 11.9
自動車消費税	△ 9.0	△ 25.7	△ 22.7
設備投資税額控除	△ 15.1	△ 36.1	△ 39.1
DISCに対する課税猶予	—	△ 1.0	△ 1.7
減価償却制度の改正(注)	+21.0	+17.0	+15.0
計	△ 16.8	△ 79.9	△ 60.5

(注) 事業設備の減価償却については、1971年1月、設備投資刺激のためガイドライン(「歳入手続」第62—21号)を改正し、1971年以降設置する設備のうち上半期中に設置する分については1年分(下半期設置分については半年分)の減価償却を認めるなどの緩和措置をとったが、「1971年歳入法」上、設備投資の第1年次には設置時期のいかんを問わず半年分の減価償却だけしか認めないこととされたため、この差額分が増税の形となって現われることになる。

◇米国、1971年対外援助法の成立

ニクソン大統領は2月7日、1972会計年度(1971年7月～72年6月)の対外援助に関する授權法である「1971年対外援助法(Foreign Assistance Act of 1971)」に署名した。

本法については、さきに下院を通過した後、昨年10月29日の上院本会議で否決されたため(従来、議会で授權額を大幅に削減することはあったが、法案自体を否決し

たのは今回がはじめて)、米国の対外援助のゆくえをめぐって内外に大きな反響を呼んだが、その後両院協議会において授權額の調整や上院案に付されている各種修正条項の扱いなどに関し協議が続けられ、今回成立の運びとなったものである。同法の概要は次のとおり。

(1) 授權額は2,752百万ドル(当初要請額3,546百万ドル)と前年度比485百万ドル減。

(2) 内訳項目別にみると、経済・人道援助関連項目が計1,234百万ドル(当初要請額1,569百万ドル)と前年度比47百万ドル増。開発借款、技術援助、進歩のための同盟関連が軒並み前年度比減少を示した一方、パングラデシュ難民救済関連(250百万ドル)が要請どおり新規に認められた。

(3) これに対し、支持援助(supporting assistance)を含む軍事援助関連項目は計1,518百万ドル(当初要請額1,977百万ドル)と前年度比532百万ドル減。

(4) なお、開発借款の条件は、従来と同様、期間40年(うち10年据置き)、金利は据置き期間中年2%、その後は年3%とする。

◇米国、对中国輸出制限緩和措置を発表

ニクソン大統領は中国訪問への出発を3日後に控えた2月14日、对中国輸出禁止解除品目を拡大するとともに、米国企業の海外子会社による对中国戦略物資輸出の際に財務省の事前許可を要しないこととする旨発表した。

今次措置は、昨年6月10日の一部緩和(46年7月号「要録」参照)に続くもので、当時禁輸解除品目からはずされた機関車、建設機械、内燃機関、圧延設備、化学製品等を今回新たに追加したことにより、中国をソ連および東欧諸国並みに取り扱うこととした。

なお、北朝鮮、北ベトナムおよびキューバに対する禁輸措置は従来どおりである。

◇米国、西海岸港湾ストライキ規制法の成立

ニクソン大統領は2月21日、北京において「西海岸港湾ストライキ規制法」に署名した(ワシントン時間20日)。本法は、西海岸港湾労組がタフト・ハートレー法によるスト中止命令期限満了に伴って1月17日以降再びストに突入したため同月21日議会で提案されたもので、2月9日両院通過後ただちにホワイト・ハウスに送付されていた。しかし、署名前の19日に当該ストが労使の自主交渉により終息をみたため、本法は「象徴的な意思表示(symbolic gesture)」(ホジソン労働長官)にすぎないとされている。同法の概要次のとおり。

- (1) 労使の合意により、またはその合意が得られない場合には、連邦裁判所判事が仲裁委員会委員を任命する。
- (2) 仲裁委員会は、40日以内に強制的仲裁裁定を下す権限を有する。
- (3) 少なくとも18か月間はストライキもしくはロックアウトを禁止する。

なお、かりに上記の自主交渉による妥結内容につき賃金委員会が否認したために組合がストに再々突入した場合には本法は適用されない。

欧 州 諸 国

◇英下院、欧州3共同体加盟法案を僅少差で可決

英下院は1月下旬以来、英国のEEC、ECSCおよびEURATOM加盟に伴い必要となる国内法改正を政府の権限で行なうこととすることなどを内容とする欧州3共同体加盟法案を審議してきたが、2月17日、第2読会終了にあたり採決を行ない、賛成309票、反対301票(棄権10票)と8票の僅少差で原則事項を可決し、以後細目事項を委員会で審議することとなった。

昨年10月、加盟の原則に関する表決の際には112票の圧倒的多数で支持を得た政府が、今回このような僅少差に追い込まれた背景としては、高水準の失業、石炭ストなどの経済問題や北アイルランド暴動、ローデシア承認などの政治問題で不安感が高まってきたことがあげられる。この結果、野党側の結束が強まり、昨年10月の加盟表決の際賛成に回った野党議員(69名)は5名の棄権を除きすべて反対に回ることとなった。

(注) 英国下院における法案審議の過程は、概して、①法案の上程(introduction and first reading)、②第2読会(second reading)、③委員会審議(committee stage)、④第3読会(third reading)の4段階に分けられる。このうち、①法案の上程は形式的なものにとどまるが、②第2読会では法案の原則に関する討議が行なわれ、反対のある場合表決が行なわれる。③委員会では法案の細目(clause by clause)の審議が行なわれ、必要のつど表決が行なわれる。④第3読会では、③段階で修正された法案に最終的審議が加えられ、これを經過した法案は上院に送られ女王の承認(Royal Assent)を経て法律となる。

◇英炭労スト、大幅賃上げで妥結

石炭ストは1月9日、炭労(組合員28万人)が掲げる年率25%の大幅賃上げ要求に対し、国営石炭公団が公共部門の賃上げに関する政府方針に基づき年率8%にとどめるとの回答を行なったことから発生したものであるが、労使間の調停のため2月12日から実情調査を行なった査問委員会(Wilberforce 委員長ほか2名で構成)は、年率16~18%の賃上げ(昨年11月にさかのぼり16か月間に平

均21%のアップを行なう)を勧告した(注)。しかし、炭労側が中央委員会においてこの勧告案を1票差で否決したため、政府は18日から19日にかけてヒース首相みずからあつせんに乗じ、勧告案に若干の上積みを行ないようやくストを収拾した。この結果、石炭ストは2月27日炭労の完勝に終わることとなったが、この間における労組の要求、公団の回答、査問委員会の勧告およびヒース首相のあつせんにかかる賃上げ案を1年あたりのコスト増加額でみると次のとおり。

労組最終要求	公団側最終回答	査問委員会勧告案	首相あつせん案
100百万ポンド	52百万ポンド	85百万ポンド	95百万ポンド

(注) 同委員会は、大幅賃上げ勧告の理由として、定期昇給分(periodic increase)としては公団側の主張する率が妥当であるが、炭労賃金は長年の低率昇給で現在では社会的に妥当性を欠く低賃金となっている(炭労の平均賃金は、1960年21産業中3位、1970年9位)ので、調整要素(adjustment factor)をも加味すべきであるとしている。なお、同委員会は、かかる賃上げが社会的妥当性に基づき行なわれる以上、その負担は社会全体が負うべきであるとして政府の財政援助増額や石炭価格の引上げもやむをえないとの態度をとっている。

◇西ドイツ、公定歩合の引下げ等を実施

1. ブンデスバンクは2月24日、定例理事会において、公定歩合の1%引下げを含む以下の措置を決定した。
 - (1) 公定割引歩合を4.0%から3.0%に、債券担保貸付利子歩合(ロンバード・レート)を5.0%から4.0%にそれぞれ引き下げ、2月25日から実施する。
 - (2) 金融機関に対する再割枠を3月1日以降10%削減する(本措置による削減額は約23億マルク)。
 - (3) 対非居住者債務の増加分に対する追加準備率を3月1日以降現行の30%から40%に引き上げるとともに、この場合の算定基準を現行の70年11月の残高から、71年11月の残高に変更。ただし、この間の基準残高の減少が20%をこえる場合は、これを20%で頭打ちとする。
 - (4) 対非居住者一覽払債務に対する最低準備(所要)の算定基準を毎日平残とする(従来は月中4基準日平残で算定)。
2. 本措置に関するブンデスバンクの説明次のとおり。

「今回の決定は、3月1日の閣議に現金預託制度の適用を提議するというシラー経済・蔵相の声明を考慮に入れて行なったものである。今回の措置のねらいは、内外金利差の縮小と対外借入れの条件を悪くすることにより、海外からの資金流入の誘因を減殺しようとするところにある。さらに、再割枠の削減は短資流入によって著増をみている金融機関の流動性の一部を圧縮することを

ねらいとしたものである。これらの諸措置は、ワシントン会議の成果を政府とブンデスバンクの協力的行動により防衛しようとする目的に資するものである。

なお、クラゼン総裁は会議後の記者会見で、「今回の措置は、もっぱら対外面の配慮から行なわれたもので、国内的にはこれを必要とする理由はなかった。むしろ国内面では好ましくない影響が生ずる懸念もあるが、諸般の事情を検討したうえ、対外面でのプラスの効果がまさるとの結論に達した結果、決定に踏み切ったものである」と語った。

◇西ドイツ、為替リスク保険制度の発足

1. 西ドイツ経済省は2月24日、昨秋来検討を進めてきた為替リスク保険制度(die Wechselkursversicherung)を本年1月1日にさかのぼって実施する(注)旨発表した。本制度は昨年5月のマルクの変動相場移行後の為替相場不安定を背景に、従来のマルク建輸出(8割以上といわれていた)が困難となった事態に対処するもので、輸出業界の強い要望に基づき実現したものである。

(注) ただし1月1日以降の成約分に関する保険の申込み受付は3月末までとする。

2. 本制度の概要は次のとおり。

- (1) 実行機関……ヘルメス保険会社(Die Hermeskreditversicherungs AG, 政府の全額出資による輸出保険機関)。
- (2) 保険の範囲……輸出代金の各分割受取り額の最低60%を限度とし、部分付保も可能(ただし特定受取り額のみ付保は不可)。
- (3) 対象取引……成約から最終分割払までの期間が2年超の輸出取引または輸出取引にかかる信用供与。
- (4) 対象通貨……米ドル、英ポンド、スイス・フラン。
- (5) 保険申込み……保険契約の申請は輸出成約前に提出されなければならない。
- (6) 補償の範囲……①輸出契約締結時から2年経過後に発生した為替リスクに限り補償される(経過期間中に生じた損失は自己負担)、②補償の基準となる為替相場は経過期間終了時と輸出代金受領日のフランクフルト取引所における公定仲値相場の差額とする、③3%までの為替損失は輸出業者自身が負担する(Franchise)。
- (7) 期間の延長……保険契約締結時に経過期間を3年または4年に延長することを申請することができる。
- (8) 補償限度……保険期間開始時における輸出債権のマルク代価の50%を補償額の限度とする。
- (9) 保険料率……単独為替損失保険については年率付保額の0.7%、複合為替損失保険(輸出保険その他と複合

契約)については同0.6%とする。ただし経過期間中はなんらの保険料も徴収されない。

- (10) 為替差益の国庫納付……保険契約を行なった輸出業者は3%をこえて為替差益が生じた場合には、超過分を国庫に納付しなければならない。

◇西ドイツ、現金預託制度を実施

1. 西ドイツ政府は3月1日の閣議において、企業等の対外直接借入れを規制する現金預託(Bar-depot)制度に関する政令を制定した(同日発効)。現金預託制度については昨年12月23日対外経済法の改正(注)(発効は本年1月1日)によりその大綱が決定されていたが(1月号「要録」参照)、今回の政令の制定はその実施細目を定めたものである。

(注) 対外経済法は西ドイツの対外取引を規制する基本的法律で、1961年9月1日制定。現金預託制度については、同法第6条に新たに第6条aが追加そう入された。

政令のおもな内容は次のとおり。

- (1) 預託義務……預託義務は居住者に課せられる。
- (2) 預託率……預託率はブンデスバンクが経済・蔵相と協議のうえ決定する(注)(50%を限度とする)。
(注) 今回は40%と決定された。
- (3) 積立方法……積立義務額は、基準月の対象債務の毎日平残から免除額(2百万マルク)を差し引いた残額に預託比率を乗じた金額とし、基準月の翌々月までにブンデスバンク(または州中央銀行)の特別勘定に積み立てる。
- (4) 免除項目……次に掲げるものは現金預託の対象債務から除外される。
 - イ. 商品・サービスの輸入決済に直結した債務およびこれに関連する商慣行上妥当とみられる期間の借入れ。
 - ロ. 商慣行に即した商品・サービスの輸出前受け金。
 - ハ. 直接投資、現地邦人設立、支店設置等にかかる借入れ。
 - ニ. 国内で発行された証券取引所上場に適した無記名債券・記名証券、および連邦・州の登録公債の非居住者による取得。
 - ホ. ブンデスバンクの最低準備制度上相殺が許され、準備積立で義務が免除されている金融機関の債務(注)。

(注) これにより金融機関の4年超の対外債務は本制度の適用を受けることが明らかとなった。
- ヘ. 欧州投資銀行、欧州石炭鉄鋼共同体(E.C.S.C)等にかかる借入れ。
- ト. 航空・船舶事業の海外で発生した債務。

チ. 居住者が非居住者に対し、商品・サービスの輸出にかかる債権を保有している場合には、原則として現金預託対象債務から対象月初日における同債権額の20%を控除することができる。

リ. 政令の発効……政令は72年3月1日付けで発効する。ただし、3月1日までに生じた対外債務についてはそれが前年末までの契約に基づくものであるかぎり、現金預託の対象から除外する。なお借入れの更新についてはその時点で新たな契約が発生したものとみなされる。

2. 本制度は、西ドイツの企業等が外資を取り入れる場合の実質コストを高めることにより、取入れ意欲の抑制(国内市場調達への肩代り)をねらったものである。政府は昨年7月、企業等の外資取入れが盛行をみた際本制度の構想を打ち出したが、同年12月、通貨調整の成立により短資の流出が見込まれるに至り本制度の発効は当分見送る旨表明した。しかしその後、内外金利差が依然として解消せず、またドル不安が再燃したこともあり、短資の流入が依然としてあとを絶たなかったため、ブンデスバンクの公定歩合引下げ(2月24日、別項参照)と期を同じくして実施に踏み切ることとなった。

◇西ドイツ、7%利付連邦郵便債を発行

西ドイツの連邦郵便(Bundespost)は2月25日、表面金利が従来水準よりも $\frac{1}{2}$ %方低い7%の長期債を発行した。発行条件は次のとおり。

発行額	400百万マルク
表面金利	7%
期間	10年
発行価格	98 $\frac{1}{4}$
応募者利回り	7.26%

なお、表面金利7%の公債発行は69年以来はじめてのことである。

◇西ドイツ、連邦貯蓄債券の利回りを引下げ

西ドイツ政府は2月17日、最近の資本市場における金利低下傾向にかんがみ、連邦貯蓄債券(Bundesschatzbriefe)の年平均利回りを2月23日以降発行分から0.5%引き下げる旨発表した。

A型債券(6年もの)、B型債券(7年もの)を満期まで保有した場合の年平均利回りは次のとおり(カッコ内は旧レート)。

A型債券	7.15%(7.64%)
B型債券	7.42%(7.92%)

(注) 連邦貯蓄債券は、国民財産形成促進の見地から、政府が貯蓄者に

対し発行するものであって、期の途中でも請求があれば額面価格で買い戻すほか、保有期間の長短に応じ段階的に付利するなど、貯蓄者に有利な取扱いをしている。ちなみにこの保有期間別金利は、1年目6.0%、2年目6.5%、3年目7.0%、4年目7.5%、5年目8.0%、6年目8.5%、7年目(B型のみ)8.5%。

◇西ドイツ、貯蓄預金金利を引下げ

西ドイツの市中銀行および大部分の貯蓄銀行は3月1日、貯蓄預金金利の0.5%引下げを実施した。この結果、法定告知期間(3ヵ月)付き貯蓄預金金利は4.0%となった。同金利の引下げは昨年4月(5.0→4.5%)以来約1年ぶりのことであり、昨秋来の国内金利の低下傾向にかんがみ、2月9日開催の中央信用委員会(ZentralerKreditatusschuss)(注)の方針に従ったものである。

(注) 各種金融機関の団体で構成され、金利・手数料等につき意見の調整を図る機関。

今回の引下げにあたり、貯蓄銀行は貯蓄預金の金利が生計費指数上昇率を下回っていることや債券市場金利の下げ足が鈍いことをあげて反対の立場をとり、市中銀行との意見調整が難航した。このような経緯から一部には引下げを見送る動きも出ており、この結果、貯蓄預金金利についても経営別、地域別格差が拡大することとなった(注)。

(注) 西ドイツの預金金利は1967年の自由化以後、定期預金については経営別、地域別格差がかなり見られたが、貯蓄預金については各種金融機関の団体による指導金利が徹底し、経営別、地域別格差はさして見られなかった。

◇西ドイツの1971年中の国際収支(速報)

71年中の国際収支は、総合収支で164億マルクの黒字と前年の黒字幅(219億マルク)を下回った。貿易収支は輸出が相手国の景況不振、マルクの変動相場移行に伴う成約難等から伸び悩んだ(前年比伸び率、70年10.3%、71年8.6%)ものの、輸入も国内景況の鎮静化により増勢鈍化をみた(前年比伸び率、70年11.9%、71年9.6%)ため、ほぼ前年(157億マルク)並みの黒字(159億マルク)となった。長期資本収支は、マルク切上げ思惑もあって国外からの証券投資が急増したことに加え、金融機関が、金融引締め下において最低準備制度の適用対象外となっている4年以上の長期借入れを活発に実施したことなどから、6年ぶりに流入超(55億マルク、前年は40億マルクの流出超)に転じた。短期資本収支は、年初から5月初めまでは金利裁定動機やマルク切上げ思惑から多額の流入超となったが、5月中旬以降8月中旬までは変動相場移行による事実上の切上げ実現とともにほぼ均衡し、さらに8月下旬以降他の主要通貨も変動相場制に移行するに至り実質切上げ幅の縮小をみた結果、大幅流出超となる

など激動を示したが、結局年間では8億マルクの流入超(前年は140億マルクの流入超)にとどまった。

西ドイツの国際収支

(単位・百万マルク)

	1969年	1970年	1971年
経常収支	6,226	2,491	513
貿易収支	15,584	15,670	15,875
輸出(FOB)	113,557	125,276	135,992
輸入(CIF)	97,973	109,606	120,117
サービス収支	△ 934	△ 3,865	△ 4,542
移転収支	△ 8,424	△ 9,314	△ 10,820
資本収支	△ 18,857	△ 9,944	△ 6,284
長期資本収支	△ 22,918	△ 4,009	△ 5,511
金融機関	△ 10,824	△ 1,041	△ 3,365
企業・個人	△ 10,257	△ 2,606	△ 4,457
政府	△ 1,837	△ 2,444	△ 2,311
短期資本収支	△ 4,061	△ 13,953	△ 773
金融機関	△ 4,325	△ 7,927	△ 989
企業	△ 235	△ 6,454	△ 1,462
政府	△ 29	△ 428	△ 1,246
調整項目	2,369	9,477	9,561
総合収支	△ 10,262	△ 21,912	△ 16,358
SDR配賦	—	738	627
マルク切上げに伴う評価損	△ 4,099	—	△ 5,996
外貨準備増減	△ 14,361	△ 22,650	△ 10,989

(注) 1971年は速報。

資料：ブンデスバンク月報2月号。

◇フランス、為替管理を一部緩和

1. フランス大蔵省は2月3日通達(circulaire)を発し、輸出にかかる取得外貨は、今後相手国および送金先を問わず貿易上の債務決済に充当しうる扱いとした。ただし取得外貨の他通貨への交換は取得と同一の為替市場(公定市場または金融取引市場)で行なわなければならないとされている。

2. フランス銀行は2月10日付けの為銀あて書簡(lettre)において、為銀は今後輸入業者に対し決済所要資金を外貨で貸し付けてもよいことを明らかにした。ただし貸付外貨で先物カバー取引を行なうことはいっさいできず、返済外貨の取得は公定市場で行なうものとされている。本措置は昨年9月に採られた輸入決済外貨貸付の禁止措置(46年9月号「要録」参照)を解除したもので、昨年12月に採られた輸入決済期間の廃止(1月号「要録」参照)に続き輸入決済面での為替管理の簡素化を意図したものである。

◇フランス、輸出関係為替補償制度の細目を決定

フランス政府はさきに輸出関係為替補償制度の復活および運用方針を発表していたが(1月号「要録」参照)、このほど次のような同制度の実施細目を決定した。

- (1) 本制度による為替補償を受けうるか否かの認定は他の輸出保険同様保証委員会(la commission des garanties)が行なう。また本制度の運営は la Coface(フランス外国貿易保険会社)があたり、輸出業者から申請を受け付ける。
- (2) 補償を行なうか否かを定める基準となる契約時の為替相場は、変動相場下にある通貨(とくに71年12月18日以前)については当日の相場、平価またはセントラル・レートによる固定相場下にある通貨については平価またはセントラル・レートとする。これらの相場と取得外貨売却に適用された相場との間に3%をこえる差損が生じた場合補償されることとなる。
- (3) 為替補償の対象となった輸出業者は、上述の相場間で3%をこえて差益が生じた場合は当該為替差益を Coface に還付しなければならない。
- (4) 補償料は、契約締結時におけるリスクの度合いおよび主要国で実施または意図している料率を勘案して決めるものとするが、当面は年0.648%とする。補償料は Coface に払い込むものとする。

◇フランス、銀行等の必要最低資本金額引上げを正式布告

フランス大蔵省は、銀行等の必要最低資本金額の引上げに関する国家信用理事会の決定(46年12月号「要録」参照)に基づき、このほど関係銀行および金融業者等の必要最低資本金の実額等を次のように定める政令を正式に布告した。なお、従来銀行の必要最低資本金額は、1941年6月13日付け法律に基づき法人形態、業態(預金銀行、事業銀行等)、店舗数によって区別されていたが、今回はさらにこれらのほか規模(総資産<総負債>)と貸借対照表外の債務との合計)が勘案されている。

(1) 銀行

預金銀行および中・長期信用銀行は、株式会社の形態をとるものは5百万フラン(従来2.5百万フラン)、その他のものは2百万フラン(従来0.8百万フラン)とする(店舗数が2ヵ店以下の預金銀行および中・長期信用銀行はそれぞれ上記の半額)。ただし翌営業年度末における当該銀行の規模が3億フランをこえるものについてはそれぞれ上記の倍額とする。

事業銀行は従来そのまま(株式会社の形態)とりかつ上記規模が3億フランを下回るものについては

20百万フラン、その他の形態のものは10百万フラン)。ただし預金銀行および中・長期信用銀行における倍額条項は事業銀行にも適用するものとする。

(2) 金融業者(établissements financiers)

割賦金融会社および不動産金融会社(Crédit immobilier)は2.5百万フラン(従来は1百万フラン)、リース業者(動産または不動産)は株式会社および有限会社形態をとるものは2.5百万フラン、その他のものは1.25百万フラン(従来は両者とも0.1百万フラン)、債券仲買業者は株式会社および有限会社形態をとるものは2百万フラン(従来は0.1百万フラン)、その他のものは0.3百万フラン(従来は0.02百万フラン)、その他すべての金融業者については、株式会社および有限会社形態をとるものは0.25百万フラン(従来0.1百万フラン)、その他のものは0.1百万フラン(従来0.02百万フラン)とする。

(3) 商工業不動産会社(Sociétés Immobilières pour le Commerce et l'Industrie)

地域開発会社(Société de Développement Régional)の子会社等は2.5百万フラン(従来1百万フラン)、その他はすべて25百万フラン(従来10百万フラン)とする。

(4) 本措置の猶予期間

既存の銀行および金融業者等は、74年6月30日までに上記必要最低資本金額を満たせばよい。ただし新たに営業を開始し、または業態もしくは法人形態を変更する銀行および金融業者等はこの限りではない。

◇スイス、フラン建外債に関する措置を決定

1. スイス国民銀行は2月24日、3大商業銀行との申合せにより、フラン建外債の発行および非居住者の借入れに関し次のような措置を決定した。

(1) スイス国内で起債されるフラン建の外債または非居住者による借入れ(注)について、発行代り金または借入金の25%をスイス国民銀行において米ドルに交換(交換レートはドル介入点上限〔ドル高〕の3.9265フラン)することを義務づける(残余の75%については従来どおり為替市場で交換することができる)。

(注) 1件当り100万フラン以上、期間1年超のもの。

(2) スイス国内における中期民間外債(Notes, 期間1年超5年以下)発行の際、外国銀行による応募は認めず、非居住者個人による応募(注)も発行額の40%に制限する。

(注) 最近までは非居住者による応募が70~75%を占めていたといわれる。

2. 今回の措置は、国際通貨不安の持続を背景として、通貨投機によってスイスに流入した資金の流出が進捗せず、かえって最近では再び流入する傾向すら出てきているために採られたものである。すなわち、外債の発行代り金または借入金については、ドル交換の義務を賦課することにより直接ドル準備の減少に結びつけ(月間40~50百万ドルが見込まれている)で資金の流出促進を図る一方、中期外債への非居住者応募については限度を設定することにより、資金の流入抑制をねらったものである。なお国民銀行はこれに先立ち、3月以降の起債分につきフラン建外債の1件当り発行限度を引き上げ(80→100百万フラン)たが、これも滞留資金の流出促進に資するため採られたものとみられる。

(注) スイス国民銀行の外貨準備は2月末217億フランと前年末(222億フラン)に比べわずかながら減少。

◇オランダ、公定歩合を引下げ

1. オランダ銀行は3月1日、公定歩合(為替手形の割引歩合)を含む各種貸出金利を一律0.5%引き下げ、翌2日から実施する旨発表した。この結果、同行の貸出金利体系は次のとおりとなった(カッコ内は旧レート)。

割引歩合	
為替手形	4.0%(4.5%)
約束手形	4.5%(5.0%)
当座貸越および担保貸付歩合	
個人・私企業向け	5.5%(6.0%)
その他向け	4.5%(5.0%)

2. 今回の引下げは、前回(1月5日)同様ベルギーの公定歩合引下げと同時に実施されたものであり、オランダ銀行は本措置に対し「最近の海外金利の低下傾向に対処したもの」とのみコメントしている。金融筋でも、コスト・インフレの高進をみているおりにだけに国内景気停滞に対する配慮よりも、ギルダー相場が高騰していることから西ドイツの公定歩合引下げをながめて、追従引下げに踏み切らざるをえなかったものとの見方をしている。

◇ベルギー、公定歩合を引下げ

1. ベルギー国民銀行は3月1日、公定歩合(銀行引受手形の割引歩合)を0.5%、その他割引歩合および貸付利子歩合を0.5~1%引き下げるとともに、貸付利子歩合を一本化する体系簡素化を行ない、翌2日から実施することを決定した。

新金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

割引	
銀行引受手形(銀行を支払場所とするもの)および	

輸出・輸入関係手形	4.0%(4.5%)										
その他の手形	5.0%(6.0%)										
貸付	5.0%										
<table border="1"> <tr> <td>期間130日以内のTBおよび国債基金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証券担保</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>期間130日超374日以内のTBおよび</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国債基金証券担保</td> <td>5.75%</td> </tr> <tr> <td>その他の公債担保</td> <td>6.0%</td> </tr> </table>		期間130日以内のTBおよび国債基金		証券担保	5.5%	期間130日超374日以内のTBおよび		国債基金証券担保	5.75%	その他の公債担保	6.0%
期間130日以内のTBおよび国債基金											
証券担保	5.5%										
期間130日超374日以内のTBおよび											
国債基金証券担保	5.75%										
その他の公債担保	6.0%										

2. ベルギー国民銀行筋では今回の公定歩合引下げについて「ベルギー・フランの相場が天井値にこう着したままで推移している一方、西ドイツの公定歩合引下げ等海外金利が一段と低下した事情にかんがみ、内外金利差は正の観点から採られたものであり、前2回(1月5日、2月2日、1、2月号「要録」参照)の場合とは異なり国内経済面の事情は引下げの積極的理由ではない」とし、また公定歩合体系の簡素化については「従来から段階的に進められてきた簡素化をさらに一步推し進めたものであり、担保貸付は限界的な流動性調節の場合にのみ用いられ残高は通常皆無に等しい(注)ので、銀行の資金コスト等に格別の影響を及ぼすものではない」と説明している。

(注) ベルギー国民銀行の貸付残高は2月28日現在で38百万ベルギー・フラン(同日の割引残高は、3,707百万ベルギー・フラン)。

◇ガーナ、対米ドル交換レートを切上げ

ガーナ政府は2月2日、ガーナ銀行における新セディ交換レートを1新セディ当り55米セントから78米セントに切り上げ(41.8%)、2月7日から実施することを決定した。

本措置は、昨年12月の通貨調整に際して、プシア前政権が1新セディを98米セントから55米セントへと大幅に切り下げた(43.9%)ことに対し、アチャンボン新政権が手直しとして採ったものである。

なお、ガーナ政府は同時に、1966年2月24日(エンクルマ大統領が追放された日)以前に締結された外貨借款について国家償還委員会(National Redemption Council)で内容を調査し、不正、かし等があると認められたときは、いかなる義務の履行をも拒否すると発表した。

アジアおよび大洋州諸国

◇南ベトナム、輸入為替レートを小幅切下げ

南ベトナム為替委員会(外国為替管理機関、昨年11月設置)は、輸入の増勢に対処するため、2月12日輸入に適用するレートを、1米ドル当り5ピアストル切り下げ、次のとおりとした。なお、輸出・貿易外取引および

海外勤務公務員・留学生の外貨支払等政府取引に適用するレートは従来どおりである。

	新レート (1米ドル当り) (ピアストル)	旧レート (1米ドル当り) (ピアストル)
輸入 { 一般物資	405	400
米国援助物資	280	275
輸出・貿易外	410	410
政府取引	118	118

◇豪州、商業銀行の預金・貸出金利を引下げ

豪州準備銀行は、商業銀行の預金・貸出金利を2月4日から次のとおり引き下げた。

今回の措置は、昨年来の支払準備率の引下げ、商業銀行の貸出限度額の拡大などの景気刺激策の一環として採られたものである(単位・%、カッコ内は旧レート)。

貸出金利(最高) 7.75 (8.25)

定期預金金利(5万豪ドル未満)

3ヵ月～1年未満 4.3 (5.0)

1年～2年未満 4.5 (5.0)

2年～4年未満 5.0 (5.3～5.6)

4年 5.5 (6.5)

(注) 5万豪ドル以上のものについては従来どおり(ただし、大口預金については金利自由化が検討中と伝えられている)。

◇ニュージーランド、賃金・物価の凍結措置を発表

ニュージーランド政府は2月14日、賃金・物価の凍結に関する緊急措置を次のとおり発表した。

- (1) 中古品、競売入札品、一次産品等を除くすべての価格を、2月14日現在の水準で3月31日まで凍結する。
- (2) 物価凍結期間中は新たな賃金協定を結ばないよう労使双方に要請する。
- (3) 鉄道・郵便料金を73年3月末まで据え置く。
- (4) 砂糖税を廃止する。
- (5) 公務員給与と民間給与との格差を検討する。

同国ではコスト・インフレーション克服のため、物価監視制度の創設(71年2月)、賃金安定法の制定(同3月)などの所得政策を講じてきたが、十分な成果をあげていないため、今回マーシャル新政権の発足を機に、とりあえず現行の賃金・物価を一時据え置き、抜本策を講ずることとなったものである。

共産圏諸国

◇第5回日ソ経済合同委員会の開催

1. 第5回日ソ経済合同委員会(注)は、2月21日から4日

間東京で開催され、シベリア・極東地域の開発に関する日ソ経済協力について討議したのち、次のような共同コミュニケを採択した。

(1) チュメニ石油を日本に供給するため、日本側はこれに必要なナホトカまでの送油管およびナホトカ港の石油積出し設備について建設資材を供給すること、ならびにこれに伴うクレジットの供与等の問題を検討し、双方にとって受入れ可能な協定案を作成することを目的として、両国それぞれに作業グループを設置する。

(2) 日本側が、南ヤクートの石炭開発に必要な資材の供給、クレジットの供与に協力し、ソ連側がこれを日本に供給する問題、およびサハリン大陸などの石油ならびに天然ガスの探査について日本側が必要な設備、資材を供給し、クレジットを供与する問題についても、両国の作業グループで検討を進める。

2. 今回の合同委員会において、ソ連側からチュメニ油田および南ヤクート炭田の開発計画に関する具体的な資料がはじめて明らかにされた。これによると、チュメニ油田は埋蔵量400億トン、うち当面採油可能とみられているのは60億トンで、ソ連側は低硫黄原油を日本へ20年間にわたり年間25～40百万トン輸出する。一方日本側に対しては、チュメニ原油の対日供給に必要なイルクーツク

——ナホトカ間(4,187キロメートル)の送油管建設のため、最低10億ドルのバンク・ローン(金利6%程度)供与を要請している。また、南ヤクート炭田は、埋蔵量427百万トン、うち強粘結炭353百万トンで、1981年までに露天掘り採掘場と選炭設備を完成し、81年から87年までの7年間にまず上層部の一般炭合計30～35百万トン、次いで87年以降は強粘結炭年間5～6百万トン(ただし、87年は3百万トン)を日本へ輸出する。日本側に対しては、上記設備建設のため3億ドルのバンク・ローン(期間8年、金利6%)供与を要請している。

日本側は、これらの具体的な資料をもとにしてさらに検討を進め、とくにシベリア開発に関する日ソ協力プロジェクト中最大の規模をもつチュメニ油田開発計画については、本年5月に派遣が予定されている調査団の報告を待って最終的な態度を決めたいとしているが、①原油の品質、②ソ連側の供給保証、③バンク・ローンの条件、など不確定な問題が多いうえ、政治問題もからむため、契約締結までにはなお曲折が予想される。

(注) 日ソ経済合同委員会は、日ソ両国間の経済交流促進を図ることを目的として65年に設置されたもので、毎年1回東京とモスクワで交互に開催される。日本側のメンバーは、日ソ貿易関連企業の代表者の中から選任されている。